

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、緊急小口資金等の特例貸付などによる支援が行われてきましたが、影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を行っています。支給対象になる可能性のある人には通知を送付しておりますので、通知がお手元に届きましたら、一度下記へご相談ください。

なお、申請期限は11月30日(火)までに延長されています。

問合せ＝厚生福祉課(内線534・536)

近畿圏パーソントリップ調査に ご協力をお願いします

令和3年9月～11月に、奈良県・国土交通省などが協力して、近畿圏内での人の1日の動きのすべてを捉えるためのパーソントリップ調査を実施します。

本調査の結果は、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための貴重な基礎資料となりますので、ご家庭に調査票が届いた人は、ご協力をお願いします。

問合せ＝奈良県 県土利用政策室(☎0742-27-7520)
(都市計画課)

知っていますか 建退共制度

加入できる事業主＝建設業を営む人

対象となる労働者＝建設業の現場で働く人

掛金＝日額310円(令和3年10月から320円)

※経営事項審査で加点評価の対象となります。

※掛金の一部を国が助成。掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

※掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。

※事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

詳細・問合せ＝

建退共奈良県支部(☎0742-22-3345)

(地域振興課)

令和3年中に家屋を新築・増改築・ 取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

◆新築・増改築をしたとき

令和3年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和4年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、届け出が必要となります。

◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門(☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284)

ポリテクセンター奈良 公共職業訓練 受講生募集

訓練科名＝①機械CAD技術科②住宅リフォーム技術科③住環境コーディネーター科④金属加工技術料デュアル(企業実習付)

※③・④はビジネススキル講習付き。

対象＝訓練を受講して再就職を希望する人(④はおおむね55歳未満の人)

定員＝①②各16人、③④各10人

訓練期間＝12月2日(木)～令和4年5月31日(火)

※③④は令和4年6月29日(水)まで。

訓練場所＝ポリテクセンター奈良(橿原市城殿町)

※無料駐車場有。

費用＝受講無料(ただし、教科書代等は自己負担)

申込・問合せ＝10月1日(金)～29日(金)に、ポリテクセンター奈良(☎0744-22-5226)へ(地域振興課)